

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置

令和2年5月8日  
愛媛県

- 1 実施期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。  
以下「特措法」という。
- 4 緊急事態措置
  - (1) 外出自粛等の協力要請
  - (2) イベント等の開催自粛の協力要請
  - (3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請
  - (4) 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）
- 5 対象及び内容等
  - (1) 外出自粛等の協力要請

対象	内容	根拠
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県をまたいだ移動（帰省、旅行等）をできる限り自粛</li><li>・「3つの密」のある場への外出を自粛</li><li>・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛</li></ul>	特措法 第24条 第9項
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の施設等に人が集中するおそれがあるとき の入場者の制限等</li></ul>	特措法 第24条 第9項

(2) イベント等の開催自粛の協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等、慎重な対応を行う</li> <li>・参加者が 50 人以内のイベント等は、感染拡大地域（特定警戒都道府県）から来県・帰県して 2 週間以内の者の参加の自粛を呼びかけたうえで、①「3つの密」の発生が原則想定されない、②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されない、③必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等を適切に行う等の感染防止対策を講じて開催する</li> </ul>	特措法第24条第9項

(3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う</li> <li>・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる</li> <li>・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する</li> <li>・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める</li> </ul>	特措法第24条第9項
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける</li> </ul>	特措法第24条第9項

(4) 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）

種類	内容	根拠
遊興施設	・施設の使用停止 【対象施設】 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車（舟）券売場、射的場、性風俗店	特措法 第24条 第9項
遊技施設	・施設の使用停止 【対象施設】 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター	特措法 第24条 第9項

※ただし、別紙「遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策」を講じる施設は、対象ではない。

【緊急事態措置に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間（措置実施期間中のみ）

平日 9時～17時／土日（5/9、5/10のみ）10時～16時

## 遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策

遊興施設及び遊技施設の管理者は、次の1から3の対策を講じるとともに、これらの対策を講じていることを施設に掲示する等の方法により、施設を利用しようとする者に周知するものとする。

### 【対策1】

都道府県をまたいだ人の移動の発生を抑制するとともに、感染リスクを極力低減するための対策

- 施設を利用しようとする者のうち、県外から移動してきた者には、国が都道府県をまたぐ移動の自粛を全国で求めていることから、その旨を説明すること等により、施設の利用の自粛を呼びかける。
- 発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる者に対しては、感染リスクがあることから、施設の利用の自粛を呼びかける。
- 従業員の体調を管理し、発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる従業員は、休暇を取得させる等により出勤を控えさせる。  
また、国外や特定警戒都道府県等の感染拡大地域と往来のあった従業員は、来県・帰県後2週間は自宅等で待機させる。

### 【対策2】

万一、施設を利用する者及び施設の従業員等に感染者が発生した場合に、感染が拡大することを防止するための対策

- 施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先を把握する。
- 施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先の把握が困難な場合であって、不特定多数の感染者によるクラスターが発生する懸念があると認められるときは、県による施設名の公表に同意する、又は自主的に施設名を公表し施設を利用した者が自ら保健所やコールセンターへ申し出るよう呼びかける。

### 【対策3】

「3つの密」の発生を回避するための対策

- 密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」が発生しないよう、施設の構造、規模、利用状況等に応じて、施設の環境整備、来客数の制限等の措置、利用者への協力要請、従業員の感染予防対策その他の適切な対策を講じる。